

鳥取・因幡観光ネットワーク協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、鳥取・因幡観光ネットワーク協議会(以下「協議会」という)という。

(目的)

第2条 協議会は鳥取県の東部地域(以下「因幡圏域」という。)の観光関係団体が共同で各種観光事業を推進し、この地域への観光客誘致を図り、よって地域経済を発展させることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 因幡圏域内の連携による広域観光推進に向けた取組に関する事業
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織及び会議

(組織)

第4条 協議会は次の団体をもって充てる会員により構成する。

- (1) 因幡圏域内の観光協会
- (2) 因幡圏域内の商工会、商工会議所
- (3) 因幡圏域内の自治体

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 2名

2 会長は、総会において会員の中から互選する。

3 副会長および監事は、総会において会員の中から会長が選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会、役員会、連絡会とする。

2 総会、役員会、連絡会は会長が招集し、議長となる。

3 会議は、それぞれの構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他、協議会の運営及び目的達成に必要な事項
(書面による議決)

第10条 会長は、緊急を要し、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、書面を会員に送付して所要の事項に関する賛否を求め、総会に代えることができる。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 役員会は、本会の運営に必要な事項を協議、決定する。

(連絡会)

第12条 連絡会は、会員をもって構成し、必要に応じて開催する。

- 2 連絡会は、事業計画に基づく事業の実施について協議及び調整を行う。
- 3 会長は、必要に応じて連絡会に当該事業の実施に係る団体の出席を求め、意見を聞くことができる。

(顧問)

第13条 協議会全般にわたる広範な意見及び支援を得るため、本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

第3章 事務局

(事務局)

第14条 協議会の事務局を鳥取市観光協会に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に決める。

第4章 会計及び経費

(会計)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし平成22年度については、平成22年2月22日に始まるものとする。

(経費)

第16条 協議会の経費は、交付金、補助金、助成金その他の収入をもって充てる。

第5章 補則

第17条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。

附則

- 1 この規約は、平成22年2月22日から施行する。